

こども子育て複合施設整備事業
要求水準チェックリスト

令和 7 (2025) 年 11 月
大 阪 狭 山 市

要求水準チェックリスト

Ⅰ. 本施設整備の要求事項

① 要求事項		採否 ○×
平面・動 線計画	・周辺道路との高低差を鑑み、敷地へのアプローチは現在の市立子育て支援センター“ぽっぽえん”と同じ敷地南西部のスロープを通る計画とすること。 - また、同アプローチ部分は、小学校の生徒も日常的に利用しているため、今後の利用にも配慮した計画とすること。 ・こども園設置基準に係る各面積は、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 18 年 10 月 31 日）（以下、「大阪府認定こども園条例」という。）」の基準面積（内法面積）以上を遵守すること。 ・こども園利用者と子育て支援センター利用者の玄関を離し、建物内をこども園エリアと子育て支援センターエリアに分けられるように配置すること。	
立面・断 面計画	・本施設は 2～3 階程度を基本とする。 ・建物高さが 10 m を超える際は、日影規制を遵守し、電波障害が生じないように対策を講じること。 ・諸室の特性に応じて、快適性や合理性を備えた階高設定、断面計画とすること。	
外装計 画	・外観は、清潔感や、こどもたちが好奇心を刺激される遊びの要素を散りばめる等、本施設の魅力が伝わるデザインとすること。 ・外壁及び外装には室内外への十分な断熱・遮音対策を実施すること。 ・外壁開口部には、本施設から近隣建物への覗き込みを防止するための対策を講じること。 ・外装材は、気候の影響や経年劣化等を考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる材料とすること。	
内装計 画	・内装仕上げは、素材感や色あいの工夫等、空間特性にふさわしい材料とし、場所や諸室の内容に応じて居心地のよい雰囲気、イメージづくりに努めること。 ・人が触れる範囲の仕上げ材については特に留意し、傷や凹みの生じにくい材料や、定期的な修繕をしやすい汎用性のある材料を用いる等、配慮すること。 ・仕上げ材の角部は、面取りやコーナガード、クッション等により安全に配慮した仕上げとすること。 ・天井や室内上部に設置する照明設備等の機器について、落下防止等、十分な安全対策を実施すること。 ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮すること。 ・廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。	

様式 8

防災・安全計画	・ 0～2歳児までの低年齢児の保育室等は、有事の際に容易に建物外へ避難できる場所に配置すること。 ・ 本施設内外ともに、こどもが安全に生活できる環境整備を最善とすること。 ・ 不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理に配慮した計画とすること。 ・ 建具等のガラスについては、自然災害や不慮の事故等により破損したガラスの飛散・落下による危険防止に配慮すること。 ・ バルコニー、階段等の高所からの落下・転落防止措置を講じること。	
ユニバーサルデザイン	・ 「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に基づき、全ての人が可能な限り利用できる建築物の整備に向け、十分検討を行うほか、市関係課と協議する等、本施設を利用する全ての人に配慮した設計を実施すること。 ・ 建物配置は、保育室等が明るい保育環境になるように配慮すること。 ・ サイン計画は、利用者が理解しやすいユニバーサルデザインを採用した計画とすること。	

(1) 本施設整備の要求水準と期待水準

諸室	要求面積	採否 ○×	期待面積	採否 ○×
保育室等	各諸室表参照		+10%	
遊戯室（ホール）	200 m ²		+10%	
多目的室（にこにこルーム（仮称））	25 m ²		35 m ² 程度	
プレイルーム	140 m ²		+10%	
研修室・会議室	100 m ²		+10%	
職員室	80 m ²		120～160 m ²	
休憩室	20 m ²		40 m ² 程度	
倉庫	適宜		+10%	
倉庫 （遊戯室（ホール）に隣接）	15～20 m ²		30 m ² 以上	

(2) こども園機能

① 0歳児室（乳児室）				採否 ○×
用途	・0歳児（乳児）の保育活動を行う室			
規模	45	m ² 以上	・壁芯、室内の収納スペースを含んだ面積 (4.95 (m²/人) × (人数)) ・建具、固定式家具を除いた有効内法面積は、 次式を確保すること。 (3.3 (m²/人) × (人数))	
利用人員	9	人程度		
性能・ 要求水 準	・荷物棚（1人分サイズ：W450×H450×D450）を定員数+2個以上（可動するものでも良い）を整備すること。 可動する荷物棚を整備する場合は、空間の仕切り等に利用できるよう、容易に動かせるものとして整備すること。			
	・寝具や玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（5 m²程度（0歳児室全体））を整備すること。 収納スペースは人数分の午睡用コートを収納できるようにすること。			
	・保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び壁面収納型の机を設けること。（園児が自由に触れない仕様） （机が書棚の扉（鍵付き）を兼ねる等の工夫をすること。）			
	・コンセントはこどもの手の届かない位置に設置すること。			
	・床材はハイハイ等を行うことを想定し、クッション仕様とする等、ケガ防止等に配慮した仕上げとすること。			
	・ほふくエリア（畳仕様）を10 m²程度整形に設けること。			
	・床暖房設備を設置すること。			
	・手洗い（自動水栓）を2口整備すること。			
	・窓に網戸（こどもの手が届く部分はSUS製）を設置すること。			
	・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。			
性能・ 期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。（全数でなくても可）			
	・極力、園庭に向けて配置すること。			
他室との 関係	・調乳室と隣接させること。 ・乳児用トイレ（沐浴コーナー含む）と隣接させること。 ・乳児がプール（家庭用のビニールプール程度のもの）に利用できるテラスを室に隣接して整備すること。 （ビニールプールに水を入れるための、水栓設備の整備にも留意すること。） ・荷物やこどもを抱えて登園する保護者に配慮した位置に配置すること。 （エントランスホールから段差が無い、荷物や着替えの受渡しが行いやすい等）			

② 1 歳児室（ほふく室）				採否 ○×
用途	・ 1 歳児の保育活動を行う室			
規模	110	m ² 以上	・ 壁芯、室内の収納スペースを含んだ面積 (4.95 (m²/人) × (人数)) ・ 建具、固定式家具を除いた有効内法面積は、 次式を確保すること。 (3.3 (m²/人) × (人数))	
利用人員	22	人程度		
性能・ 要求水準	・ 荷物棚（1 人分サイズ：W450×H450×D450）を定員数+2 個以上（可動するものでも良い）を整備すること。 可動する荷物棚を整備する場合は、空間の仕切り等に利用できるよう、容易に動かせるものとして整備すること。			
	・ 移動式の家具・什器やパーティション等により、2つのスペース（55 m²/スペース 程度（有効内法面積））に分割できるようにすること。 2つのスペースに分割した際にも、適切な保育活動ができる室空間とすること。			
	・ 寝具や玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（7～10 m²程度（1 歳児室全体））を整備すること。 収納スペースは人数分の午睡用コットを収納できるようにすること。			
	・ こどもたちの制作物や作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいように、壁面の一部にピクチャーレールやマグネット対応ができる（ホワイトボードや下地に鉄板等を入れる等）ように整備すること。			
	・ 保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び壁面収納型の机を設けること。（園児が自由に触れない仕様） （机が書棚の扉（鍵付き）を兼ねる等の工夫をすること。）			
	・ コンセントはこどもの手の届かない位置に設置すること。			
	・ 床材は、不安定な歩行時期やほふく時期であることを鑑み、クッション仕様とする等、ケガ防止等に配慮した仕上げとすること。			
	・ 床暖房設備を設置すること。			
	・ こどもの年齢に合わせたサイズの手洗い（レバー式）を、こどもの定数に合った適切な数量分設置すること。			
	・ 手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
性能・ 期待水準	・ 窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。			
	・ 開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備設置すること。			
	・ 移動間仕切り（スライディングウォール）等により、2つのスペース（55 m²/スペース 程度（有効内法面積））に分割できるようにすること。 2つのスペースに分割した際にも、適切な保育活動ができる室空間とすること。			
他室との 関係	・ 手洗いは温水機能を付けること。（全数でなくても可）			
	・ 極力、園庭に向けて配置すること。			
	・ 乳児用トイレと隣接させること。 ・ 荷物やこどもを抱えて登園する保護者に配慮した位置に配置すること。（エントランスホールから段差が無い、荷物や着替えの受渡しが行いやすい等）			

③ 2 歳児室（保育室）				採否 ○×
用途	・ 2 歳児の保育活動を行う室			
規模	53	m ² 以上	・ 建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、次式を確保すること。 (1.98 (m ² /人) × (人数) × 1.1)	
利用人員	24	人程度		
性能・ 要求水準	・ 荷物棚（1 人分サイズ：W450×H450×D450）を定員数+2 個以上（可動するものでも良い）を整備すること。 可動する荷物棚を整備する場合は、空間の仕切り等に利用できるよう、容易に動かせるものとして整備すること。			
	・ 移動式の家具・什器やパーティション等により、2 つのスペース（26.5 m ² /スペース 程度（有効内法面積））に分割できるようにすること。 2 つのスペースに分割した際にも、適切な保育活動ができる室空間とすること。			
	・ 寝具や玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（7～10 m ² 程度（2 歳児室全体））を整備すること。 収納スペースは人数分の午睡用コートを収納できるようにすること。			
	・ こどもたちの制作物や作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいように、壁面の一部にピクチャーレールやマグネット対応ができる（ホワイトボードや下地に鉄板等を入れる等）ように整備すること。			
	・ 保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び壁面収納型の机を設けること。（園児が自由に触れない仕様） （机が書棚の扉（鍵付き）を兼ねる等の工夫をすること。）			
	・ コンセントはこどもの手の届かない位置に設置すること。			
	・ 床暖房設備を設置すること。			
	・ こどもの年齢に合わせたサイズの手洗い（レバー式）を、こどもの定数に合った適切な数量分設置すること。			
	・ 手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
	・ 窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。			
性能・ 期待水準	・ 移動間仕切り（スライディングウォール）等により、2 つのスペース（26.5 m ² /スペース 程度（有効内法面積））に分割できるようにすること。 2 つのスペースに分割した際にも、適切な保育活動ができる室空間とすること。			
	・ 手洗いは温水機能を付けること。（全数でなくても可）			
	・ 極力、園庭に向けて配置すること。			
他室との 関係	・ 幼児用トイレと隣接させること。			

④ 3 歳児室（保育室）				採否 ○×
用途	・ 3 歳児の保育活動を行う室			
規模	33	㎡以上	・ 建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、次式を確保すること。 $(1.98 (\text{㎡}/\text{人}) \times (\text{人数}) \times 1.1)$ ・ 3 室整備 $(33 (\text{㎡}/\text{室}) \times 3 (\text{室}))$	
利用人員	15	人程度	・ 1 室あたりの利用人数	
性能・ 要求水準	・ 各室、荷物棚（1 人分サイズ：W450×H450×D450）を定員数+2 個以上を固定にて整備すること。			
	・ 3 クラス分の保育室を整備すること。			
	・ 3 室の内、少なくとも 2 室を 1 室に移動間仕切り（スライディングウォール）等により、まとめられるようにすること。			
	・ 寝具や玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（各室 5～7 ㎡程度）を整備すること。 収納スペースは人数分の午睡用コットを収納できるようにすること。			
	・ こどもたちの制作物や作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいように、壁面の一部にピクチャーレールやマグネット対応ができる（ホワイトボードや下地に鉄板等を入れる等）ように整備すること。			
	・ 保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び壁面収納型の机を設けること。（園児が自由に触れない仕様） （机が書棚の扉（鍵付き）を兼ねる等の工夫をすること。）			
	・ こどもの年齢に合わせたサイズの手洗い（蛇口式）をこどもの定数に合った適切な数量分、各室に設置すること。			
	・ 手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
	・ 窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。			
性能・ 期待水準	・ 開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。			
	・ 移動間仕切り（スライディングウォール）等により、3 室を 1 室にまとめられるようにすること。			
	・ 手洗いは温水機能を付けること。（全量でなくても可）			
	・ 床暖房設備を設置すること。			
他室との 関係	・ 園庭に向けて配置すること。			
	・ 幼児用トイレと隣接させること。			

⑤ 4 歳児室（保育室）				採否 ○×
用途	・ 4 歳児の保育活動を行う室			
規模	55	㎡以上	・ 建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、次式を確保すること。 $(1.98 (\text{㎡}/\text{人}) \times (\text{人数}) \times 1.1)$ ・ 2 室整備 $(55 (\text{㎡}/\text{室}) \times 2 (\text{室}))$	
利用人員	25	人程度	・ 1 室あたりの利用人数	
性能・ 要求水準	・ 各室、荷物棚（1 人分サイズ：W450×H450×D450）を定員数+2 個以上を固定にて整備すること。			
	・ 2 クラス分の保育室を整備すること。			

	・移動間仕切り（スライディングウォール）等により、2 室を 1 室にまとめられるようにすること。 ・寝具や玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（各室 5～7 m²程度）を整備すること。 ・こどもたちの制作物や作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいように、壁面の一部にピクチャーレールやマグネット対応ができる（ホワイトボードや下地に鉄板等を入れる等）ように整備すること。 ・保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び壁面収納型の机を設けること。（園児が自由に触れない仕様）（机が書棚の扉（鍵付き）を兼ねる等の工夫をすること。） ・こどもの年齢に合わせたサイズの手洗い（蛇口式）を、こどもの定数に合った適切な数量分各室に設置すること。 ・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。 ・窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。 ・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。	
性能・期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。（全数でなくても可） ・床暖房設備を設置すること。 ・園庭に向けて配置すること。	
他室との関係	・幼児用トイレと隣接させること。	

⑥ 5 歳児室（保育室）				採否 ○×
用途	・5 歳児の保育活動を行う室			
規模	55	m ² 以上	・建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、次式を確保すること。 $(1.98 (\text{m}^2/\text{人}) \times (\text{人数}) \times 1.1)$ ・2 室整備 (55 (m²/室) × 2 (室))	
利用人員	25	人程度	・1 室あたりの利用人数	
性能・要求水準	・各室、荷物棚（1 人分サイズ：W450×H450×D450）を定員数+2 個以上を固定にて整備すること。 ・2 クラス分の保育室を整備すること。 ・移動間仕切り（スライディングウォール）等により、2 室を 1 室にまとめられるようにすること。 ・寝具や玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（各室 5～7 m²程度）を整備すること。 ・こどもたちの制作物や作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいように、壁面の一部にピクチャーレールやマグネット対応ができる（ホワイトボードや下地に鉄板等を入れる等）ように整備すること。 ・保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び壁面収納型の机を設けること。（園児が自由に触れない仕様）（机が書棚の扉（鍵付き）を兼ねる等の工夫をすること。） ・こどもの年齢に合わせたサイズの手洗い（蛇口式）を、こどもの定数に合った適切な数量分各室に設置すること。 ・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。 ・窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。			

様式 8

	・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。	
性能・期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。（全量でなくても可） ・床暖房設備を設置すること。 ・園庭に向けて配置すること。	
他室との関係	・幼児用トイレと隣接させること。	

⑦ 遊戯室（ホール）				採否 ○×
用途	・園児たちが走り回ったり、体を思い切り動かしたりして遊ぶことができる広い空間であり、入卒園式、発表会等、さまざまなイベントの利用もできる室			
規模	200	㎡程度	(要求面積)	
	220		(期待面積)	
利用人員	100	人程度		
性能・要求水準	・明るく、開放的でさまざまなイベントや活動ができる空間を整備すること。			
	・床はこどもが転んでもケガをしにくく、耐久性の高い仕上げとすること。			
	・窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。			
	・開口部分にカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。 （プロジェクター等を利用することに配慮した、遮光設備を整備することに留意すること。）			
	・プロジェクターの使用を想定し、室の大きさに合ったスクリーンを設置できるように整備すること。（提案によっては、壁をスクリーンとすることも可）			
	・使用目的を踏まえ、室の大きさにあった音響設備を設置すること。			
性能・期待水準	・球を使った遊びや季節イベントの飾りつけ等の活動を想定した、窮屈に感じない天井高を確保すること。（なお、照明や窓（採光用含む）の設置場所や仕様については、メンテナンスの行いやすさを考慮すること。）			
	・床暖房設備を設置すること。			
	・非常用コンセントの設置等、災害（緊急）時等においても一時的な活動（待機）が可能となるよう設備を設置すること。			
	・非常用コンセントの利用に必要な電力を賄うための非常用発電機の容量等は、ポータブル形式の要否も含めて、市と協議の上、整備すること。			
他室との関係	・幼児も利用できるトイレや手洗いと近接させること。 ・遊戯室（ホール）で使用する玩具や掃除道具、椅子・机等を収納できる倉庫（15～20 ㎡程度）に隣接させること。（要求面積）			
	・イベント資材（演劇や入卒園等）及び運動用機材（マットや跳び箱等）が収納できる倉庫（30 ㎡程度以上）に隣接させること。（期待面積）			

⑧ 多目的室（にこにこルーム（仮称））				採否 ○×
用途	・登降園時の園児の一時待機等の使用する室 ・未就園児事業で使用する室			
規模	25	㎡程度	（要求面積）（収納スペース含む）	
	35	㎡程度	（期待面積）（収納スペース含む）	
利用人員	1～10	人程度		
性能・ 要求水準	・スムーズにバス送迎ができる位置に配置すること。			
	・玩具、保育事務用品、掃除道具等を収納できる収納スペース（5㎡程度）を整備すること。			
	・手洗い（レバー式）を2口設置すること。（2歳のこどもに合った高さとする。） （幼児も利用できるトイレや手洗いと隣接させる場合はこの限りではない）			
	・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
	・窓に網戸（こどもの手が届く部分はSUS製）を設置すること。			
	・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。			
性能・ 期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。（全量でなくても可）			
	・床暖房設備を設置すること。			
他室との 関係	・エントランスホールや玄関に近接させること。 ・職員室等、職員の目が届きやすい場所に整備すること。			

⑨ 乳幼児用トイレ				採否 ○×
用途	・乳幼児の体に合った小さなサイズの便座等を整備 ・清潔な排泄を習慣付けるための、トイレトレーニング等にも活用可能なトイレ			
規模	適宜	㎡程度		
利用人員	適宜	人程度		
性能・ 要求水準	・0～1歳児が利用する乳児用トイレには沐浴コーナー1か所、汚物流し1か所、おむつ交換台1台を設置すること。			
	・2～5歳児が使用する幼児用トイレには温水シャワーを設置すること。（例：シャワーパン等）			
	・乳幼児用トイレに、必要に応じ、保育者等の利用を想定した大人用トイレブースを適宜設置すること。			
	・こどもの定数に合った便器の数を設置すること。			
	・各トイレには、年齢に合ったこども用の手洗いを、こどもの定数に合った適切な数量分設置すること。（保育室等に隣接し、保育室等内の手洗いを常時使用できる場合はこの限りではない）			
	・手洗いは、0歳児用は自動水栓、1～2歳児用はレバー式、3～5歳児用は蛇口式とすること。			
	・大人用トイレブースがある場合は、大人用手洗い（自動水栓）を1口設置すること。			
	・各トイレには、モップ洗い用の多目的流し（深め）および掃除用具等を収納するスペースを設置すること。			
	・各トイレはドライ仕様とすること。			
	・色使い等、楽しいトイレ空間を演出すること。			

様式 8

	・窓を設置する場合は、網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）も設置すること。	
性能・期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。（全数でなくても可） ・各トイレの大便秘器は洋便器型とし、こども用は暖房便座とすること。大人用は温水洗浄機能付便座とすること。	
他室との関係	・保育室等や遊戯室（ホール）等、こどもが利用する主要な諸室に近接して利用しやすい位置に整備すること。	

⑩ 調乳室				採否 ○×
用途	・乳児に飲ませるミルクを作るための室			
規模	10	m ² 程度		
利用人員	1～2	人程度		
性能・要求水準	・給湯付き流し台（WI, 500 程度）を 1 台整備すること。 ・電子レンジや哺乳瓶殺菌乾燥保管庫を設置する台及びそのスペースや、タオルや調乳に必要な道具等を収納する棚を整備すること。			
他室との関係	・0 歳児室に隣接させること。			

⑪ 調理室				採否 ○×
用途	・園内でこどもたちや職員に提供する昼食やおやつを調理・提供する設備が整った室 ・自園調理による給食を提供			
規模	100	m ² 程度		
利用人員	-	人程度		
性能・要求水準	・調理室内に、受入室、食品庫、配膳コーナー、踏み込みエリアを設けること。			
	・食品衛生管理に配慮し、清汚区分が明快な計画とすること。			
	・大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日衛食台 85 号別添）を参考にすること。			
	・厨房調理器具は、保育所定員（0 歳児：9 人、1 歳児：22 人、2 歳児：24 人、3～5 歳児：145 人）と職員（約 50 人）を合わせた 250 人程度の給食を賄える設備となる。 設計段階から市と綿密に協議・打合せを行い、工事等がスムーズに行われるようにすること。 ※調理設備等は別途、市において調達する予定であるが、配管等は調達予定設備の仕様に応じて設計すること。 ※設計段階では設備調達先（事業者）は未確定のため、市の整備予定設備（仕様書ベース）での打合せを想定。			
	・委託業務による調理を想定しており、委託事業者の従業員が着替えや準備等を行うスペースを確保すること。			
	・ドライ仕様とすること。			
他室との関係	・室内廊下側に配膳カウンターを設置する等、円滑かつ安全に配膳準備等が可能となる仕様とすること。			
	・給食を配膳しやすい動線となるように、昇降機に近接させること。 ・生ごみ等の一時保管及び回収場所への動線等を考慮して配置すること。			

⑫ 図書コーナー				採否 ○×
用途	- 絵本や図鑑等の図書を備えた図書空間 - こどもたちの主体性や創造性を育み、自主的な読書を促すとともに、絵本を通じて感情理解や語彙力の向上、コミュニケーションの活性化にも貢献する場所			
規模	50～60	㎡程度	・分散配置可	
利用人員	-	人程度		
性能・ 要求水準	こどもたちの手の届きやすい高さの本棚を整備すること。また、表紙を見せることのできる工夫を行うこと。			
	本棚等の什器の角を丸める等、こどもたちがケガをしない工夫をすること。			
	こどもたちが座って活動できるよう、床はカーペットやコルク素材等の柔らかい仕上げとすること。			
性能・ 期待水準	床暖房設備を設置すること。			
	配架図書を対象年齢児別に設置すること等を想定し2か所程度に分散して設けること。（分散配置する場合は、1か所はこども園に配置）			
他室との 関係	職員の目が届きやすい場所に整備すること。			

⑬ シャワー・更衣室（プール用）				採否 ○×
用途	・水遊びやプールを行う場合に着替え等を行うスペース			
規模	35	㎡程度		
利用人員	30	人程度	想定 の 最大 人数	
性能・ 要求水準	シャワー（温水）を5台設置すること。（うち一台は大人（保育者等）も利用可能なホース式とすること）			
	衛生面、安全性、換気に十分配慮すること。			
	利用人数を踏まえ、必要な数の更衣スペース・設備（着替え棚）を整備すること。（大人（保育者）の着替えスペース（1人分）を確保すること※）			
	※シャワーカーテン等で分ける場合は、カーテン等が取り付けられる整備を行うこと。			
	床仕上げは滑りにくいものとする。			
	ドライとウェットの区分を明確にすること。			
他室との 関係	タオル等を一時的に収納する更衣棚を設置すること。			
	- 幼児用トイレを隣接させること。 - プールのスペースにスムーズに出入りできる場所に配置すること。			

⑭ 洗濯室				採否 ○×
用途	・こども園で利用するタオル、シーツやこどもの衣類等を洗濯する室			
規模	10	㎡程度		
利用人員	-	人程度		
性能・ 要求水準	洗濯機を3台設置できるスペースを確保すること。			
	給湯付きの洗濯用シンクを1台設置すること。			
	備品や消耗品を収納する物入れを設けること。			
	屋外の物干しスペースに出入りできるようにすること。			

他室との関係	・屋外の物干しスペースと隣接させること。	
--------	----------------------	--

⑮ トイレ（大人用）				採否 ○×
用途	・主に男性・女性の保育者等や参観時の保護者等の利用を想定 ・屋外用トイレ（第2章 1.(4) ②）と兼用での設置（廊下及び運動場からアクセス可能な配置）は可能（兼用とする場合は幼児用も一定数を設置）			
規模	適宜	㎡程度		
利用人員	適宜	人程度		
性能・要求水準	・男女各1か所以上設けること。			
	・トイレの大便器は洋便器型とし、温水洗浄機能付便座とすること。			
	・ドライ仕様とすること。			
	・トイレの利用想定に合った、手洗い（自動水栓）を設置すること。			
他室との関係	・モップ洗い用の多目的流し（深め）及び掃除用具等を収納するスペースに近接させること。			

⑯ 倉庫（こども園用）				採否 ○×
用途	・主にこども園で利用する什器・備品類やイベント等で利用する物品類を保管する室 （保育室等に備え付ける収納スペースや保育者等が利用する壁面収納型の書棚（日常的に使用する保育活動備品を収納）とは別扱い）			
規模	100	㎡程度	倉庫（こども園用）の合計	
	110		階段下や隅角部、各諸室の上部・下部空間等を有効活用し、要求水準を上回る倉庫面積を確保。	
利用人員	-	人程度		
性能・要求水準	・合計 100 ㎡程度設けること。（保育室等内の収納スペースは除く）			
	・各階に可能な限り均等に配置すること。			
	・設置する倉庫に収納する備品等を想定し、必要な間口（扉の大きさ・種類）を整備すること。 （例）遊戯室（ホール）：机・椅子・運動用具（備品）等			
	・階段下や隅角部、各諸室の上部・下部空間等を有効活用し、要求水準を上回る倉庫面積（容量）を確保すること。			
他室との関係	・1か所以上は、遊戯室（ホール）に隣接して設けること。			
	要求面積：15～20 ㎡程度			
	期待面積：30 ㎡程度以上（イベント資材（演劇や入卒園等）及び運動用機材（マットや跳び箱等）が収納できる広さ）			
	・遊戯室（ホール）に隣接する倉庫以外は、可能な限り、廊下から出し入れできるように配置すること。			

⑰ プールスペース（屋外・半屋外空間）				採否 ○×
用途	・毎年6月から8月の約90日程度実施 ・プールの実施期間中は組立可動式プールの常設を想定			
規模	-	㎡程度		
利用人員	-	人程度		

様式 8

性能・ 要求水準	・ 幼児プール（組立可動式：7m×9m程度）が設置できるスペースを設けること。	
	・ プールスペース付近のフェンスは、防音に配慮し、外部から見えにくい仕様とすること。	
	・ 容易に設置・開閉できる遮光ネットを設置すること。	
	・ プールスペース周辺の床は滑りにくい仕上げを選定すること。	
	・ プールスペース周辺の床は裸足で歩くことを想定し、ケガや火傷等が出ないように配慮した仕上げとすること。	
	・ プールスペース周辺に手洗い等の蛇口（こども用（3歳児程度が利用できる高さのもの））を5か所程度整備すること。	
他室との 関係	・ プール及びプール用品を収納できる倉庫をプールスペースに面した場所に設置すること。 ・ シャワー・更衣室（プール用）にスムーズに出入りできる場所に配置すること。	

(3) 子育て支援センター

① プレイルーム				採否 ○×
用途	・親子や異年齢のこどもたちが、一緒に、又は、別のスペースで遊ぶ等、さまざまな遊び方に対応できる広さや形態をもった室			
規模	140	m ² 程度		
利用人員	-	人程度		
性能・ 要求水準	・床はこどもが転んでもケガをしにくく、耐久性の高い仕上げとすること。			
	・床暖房設備を設置すること。			
	・窓に網戸を設置すること。			
	・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。			
	・園庭（子育て支援センター）に向けて配置すること。			
	・下足を履いて園庭にスムーズに出られるように、園庭～玄関～プレイルーム間において、スムーズでセキュリティに配慮された動線計画とすること。			
性能・ 期待水準	・職員室から視認できるように工夫すること。 配置等で難しい場合は、職員室とつながるカメラ付きインターホン（プレイルームでは子機対応ができる）や見守りカメラ等を整備すること。			
	・多様な月齢児の利用を想定し、エリアの区分や要求水準を上回る面積の確保等を図ること。 ・書架等を整備し、読書エリアを設ける等、プレイルームでのさまざまな活動を想定し、サービスの拡充と利便性の向上に資する配置とすること。			
他室との 関係	・幼児も利用できるトイレ及びおむつ交換台がある室（誰でもトイレ等）と近接させること。 ・プレイルームで使用する玩具や掃除道具、椅子・机等を収納できる倉庫を隣接させること。 ・テラスを介して、園庭に直接出られるように配置すること。			

② 乳児等通園支援室（一時預かり室）				採否 ○×
用途	・保護者の就労状況に関わらず未就園児も利用可能な乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）や一時預かり事業を実施するための室 ・乳児等の月齢（未就園）児も利用することを想定			
規模	40	m ² 程度		
利用人員	9	人程度		
性能・ 要求水準	・手洗い（レバー式）を設置すること。（1歳のこどもに合った高さとすること。）			
	・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
	・玩具や掃除道具等を収納できる収納スペース（5 m ² 程度）を整備すること。			
	・0～5歳児とその親が利用できる机、椅子及びベビーベッドが置けるスペースを整備すること。			

性能・期待水準	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児等通園支援事業や一時預かり事業を実施する。児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）等による設備基準を遵守した仕様とすること。	
	・ 床は子どもが転んでもケガをしにくく、耐久性の高い仕上げとし、床暖房設備を設置すること	
	・ 窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。	
	・ 開口部にはロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。	
	・ 手洗いは温水機能を付けること。（全量でなくても可）	
他室との関係	・ 幼児も利用できるトイレ及びおむつ交換台がある室（誰でもトイレ等）と近接させること。	

③ 授乳室				採否 ○×
用途	・ 安心して授乳やおむつ交換ができる個別ブースを設けた室 ・ 乳児に飲ませるミルクを作るための空間や設備を整備した室			
規模	10	㎡程度	・ 子育て支援センター機能がある全ての階に整備すること。（10（㎡／室））	
利用人員	2～3	人程度	・ 1 室あたりの利用人数	
性能・要求水準	・ 手洗い（自動水栓）を各室 1 か所以上配置すること。			
	・ 手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
	・ 利用人数に応じて、乳児ベッドと授乳椅子が置けるスペースを整備すること。			
性能・期待水準	・ 調乳等に利用できるミニキッチン（温水機能付）を設置すること。			
	・ 手洗いは温水機能を付けること。（全量でなくても可）			
他室との関係	・ 幼児も利用できるトイレ及びおむつ交換台がある室（誰でもトイレ等）と近接させること。			

④ 相談室				採否 ○×
用途	・ 子育てに関する相談に対し、保護者の支援を行う室			
規模	15	㎡程度	・ 2 室整備すること（15（㎡／室））	
利用人員	2～4	人程度	・ 1 室あたりの利用人数	
性能・要求水準	・ 各室、4 人定員を想定し、4 人掛け用の机と椅子（4 脚）の設置を想定した室形状とすること。			
	・ 各室、乳児ベッドが置けるスペースを整備すること。			
	・ 窓を設ける場合は、窓に網戸（こどもの手が届く部分は SUS 製）を設置すること。			
	・ 窓を設ける場合は、開口部にはロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。			
他室との関係	・ 幼児も利用できるトイレ及びおむつ交換台がある室（誰でもトイレ等）と近接させること。 ・ プレイルームの前を通らずに相談室に入れる動線とすること。			

⑤ 研修室・会議室				採否 ○×
用途	・子育て講座や子育てサークル、その他イベント、職員会議等を開催できる室 ・こども園と共用することも想定			
規模	50 50	m ² 程度	・研修室（1室） ・会議室（1室）	
利用人員	10～30	人程度	・1室あたりの利用人数	
性能・ 要求水準	・大人数での使用もできるよう、移動間仕切り（スライディングウォール）等を用いて、一体利用できるように整備すること。			
	・窓に網戸を設置すること。			
	・開口部分にカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。 （プロジェクター等を利用することに配慮した、遮光設備を整備することに留意すること。）			
	・各室に利用人数に応じた移動が容易な机、椅子、ホワイトボードの設置を想定すること。			
	・事務用品等を収納できる棚や保管庫を整備すること。			
	・プロジェクターの使用を想定し、室の大きさに合ったスクリーンを設置できるように整備すること。（提案によっては、壁をスクリーンとすることも可）			
	・使用目的を踏まえ、室の大きさにあった音響設備を設置すること。 （部屋の分離使用が可能な仕様）			
性能・ 期待水準	・イベントや研修の他、こども園や小学生との合同イベントの実施等、多様な活用方法を想定し、要求水準を上回る面積の確保と使用目的を踏まえた設備を設置すること。			
他室との 関係	・研修室・会議室で使用する、椅子・机等を収納できる倉庫を隣接させること。			

⑥ トイレ（誰でもトイレ）				採否 ○×
用途	・子育て支援センターの利用者や本施設の職員の誰もが利用できるトイレ （利用者想定：大人（施設利用者）、こども、障がい者（児）、職員）			
規模	適宜	m ² 程度	・子育て支援センター機能がある全ての階に整備すること。	
利用人員	適宜	人程度		
性能・ 要求水準	【共通】			
	・男性用、女性用、幼児用、身障者用及びおむつ交換台を整備すること。			
	・想定利用人数から必要な数の便器等を整備すること。（想定利用人数は市と協議して整備内容を決めること。 （整備例：1か所あたり、男性用小便器1基、男性用大便器1基、幼児用（男性トイレ内）1基、女性用大便器2基、幼児用（女性トイレ内）2基、おむつ交換台2台 程度。）			
	・各トイレの大便器は洋便器型とし、こども用は暖房便座、大人用は温水洗浄機能付便座とすること。			
	・トイレの各ブースに便座を消毒できる器具を設置すること。			

	・大人用トイレはカバンをかけられるフック又は荷物が置ける台を設置すること。 ・大人用トイレは内側から2か所で施錠（内、1か所はこどもの手が届かない位置）することができ、使用中であることが外部に分かるように整備すること。 ・各トイレに手洗い（自動水栓）を設置すること。 また、幼児用トイレにはこども用の手洗い（自動水栓）をトイレの数に合った数量分、設置すること。（3歳のこどもに合った高さとすること。） ・男性用・女性用のトイレと手洗いには、利用者に配慮した手すりを1か所以上設置すること。 ・多目的・男性用・女性用のトイレには、ベビーキープを1か所以上設置すること。 ベビーキープは便座のボタンから離して設置すること。 ・おむつ交換台は誰でもトイレ1か所につき2台（男女別各1台）を設置すること。 ・各トイレには、モップ洗い用の多目的流し（深め）及び掃除用具等を収納するスペースを設置すること。 ・各トイレはドライ仕様とすること。 ・全てのトイレは、大阪府福祉のまちづくり条例及びガイドラインを踏まえて計画すること。	
	【多目的トイレ】	
	・施設内に1か所以上オストメイト対応の設備を設置すること。 ・非常用ボタンを設置し、ブザー等は事務室で管理できるようにすること。	
性能・期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。（全数でなくても可）	
他室との関係	-	

⑦ 倉庫（子育て支援センター用）				採否 ○×
用途	子育て支援センター機能で利用する什器・備品類やイベント等で利用する物品類を保管する室			
規模	50	m ² 程度	倉庫（子育て支援センター用）の合計	
利用人員	適宜	人程度		
性能・要求水準	・子育て支援センターで合計 50 m²程度設けること。（乳児等通園支援室（一時預かり室）内の収納スペースは除く） ・プレイルーム及び研修室・会議室に隣接して、各1か所以上に設置すること。 ・各階に可能な限り均等に配置すること。			
	・設置する倉庫に収納する備品等を想定し、必要な間口（扉の大きさ・種類）を整備すること。 （例）研修室・会議室：机・椅子・ホワイトボード等 ・赤ちゃんの駅（組立可動式の授乳室）（縦1.35m×横0.6m×高さ0.6m（折りたたんだ状態のもの））が収納できるスペースを確保すること。 ・倉庫を施錠したままでも換気ができるようにすること。			
性能・期待水準	・階段下や隅角部、各諸室の上部・下部空間等を有効活用し、要求水準を上回る倉庫面積（容量）を確保すること。			

様式 8

他室との 関係	・プレイルーム及び研修室・会議室に面して、各1か所以上設置すること。 ・プレイルーム及び研修室・会議室に面した倉庫以外は、可能な限り、廊下から出し入れできるように配置すること。	
------------	---	--

(4) 共有部

① 職員室				採否 ○×
用途	・ こども園と子育て支援センターの両職員が利用			
規模	80	㎡程度	(要求水準)	
	120～160		(期待水準)	
利用人員	10～15	人程度	全職員約 50 人の内、同時利用時を想定 (要求水準)	
	15～20		(期待水準)	
性能・ 要求水準	・ 本施設への来訪者を視認しやすい位置及び1階に配置すること。			
	・ 10～20 人程度が同時に事務作業をできるスペースを整備すること。			
	・ こども園の利用者用の受付窓と受付カウンターを設置すること。			
	・ 子育て支援センターの利用者用の受付窓と受付カウンターを設置すること。			
	・ 必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設置すること。			
	・ 職員室はこども園と子育て支援センターの共用利用であるが、休日等においては、委託業者が子育て支援センター機能の対応を行う。そのため、休日は職員室へ入れないようにし、十分なセキュリティ環境を構築すること。			
	・ 日常的な書類を保管する壁面収納（鍵付き）を設置すること。			
性能・ 期待水準	・ 非常用コンセントの設置等、災害（緊急）時等においても一時的な活動（待機）が可能となるよう設備を設置すること。			
	・ 非常用コンセントの利用に必要な電力を賄うための非常用発電機の容量等は、ポータブル形式の要否も含めて、市と協議の上、整備すること。			
他室との 関係	・ 医務室と隣接させること。 ・ エントランスホールや玄関等、来訪者対応が容易な箇所に近接させること。 ・ 休憩室や更衣室は可能な限り近接させること。			

② 医務室				採否 ○×
用途	・ こども園と子育て支援センターの両機能が利用			
規模	20	㎡程度		
利用人員	1～4	人程度		
性能・ 要求水準	・ 薬品等を収納する鍵付き棚（備品供給）を設置できる場所を確保すること。			
	・ 簡易ベッドを大人用1台、こども用2台の設置を想定すること。			
	・ プライバシーの確保や衛生管理の観点から、ベッド間に医療用カーテンが設置できるようにカーテンレール等を整備すること。			
	・ 床仕上げは、耐汚染性、耐薬品性、耐久性、クッション性のある仕上げとすること。			
	・ 感染症等の対応を踏まえ、外部からの直接の入退室が可能で、隔離又は換気等が行いやすい配置（仕様）とすること。			
	・ 手洗い（自動水栓）を設置すること。			
	・ 手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げとすること。			
性能・ 期待水準	・ 手洗いは温水機能を付けること。			

様式 8

他室との関係	・職員室と隣接させること。 ・駐車場や玄関等、外部に出やすい位置に配置すること。	
--------	---	--

③ 休憩室				採否 ○×
用途	・こども園と子育て支援センターの両職員が利用			
規模	20	㎡程度	(要求面積)	
	40		(期待面積)	
利用人員	1～10	人程度		
性能・要求水準	・利用人数に合った椅子や机、テーブルの設置を想定すること。			
	・給湯付きの流し台(W 1,500)を1台設置すること。			
	・職員のプライバシー(音環境含む)に配慮した配置計画とすること。			
	・荷物置用の棚等が設置できるスペースを整備すること。			
	・必要な電話回線、通信回線が設置できるように整備すること。			
性能・期待水準	・大人数が利用できるように、可能な限り広いスペースを確保すること。			
他室との関係	・大人が利用できるトイレ(誰でもトイレ等)に近接させること。 ・施設全体のバランスを考慮し、適切な位置に配置すること。			

④ 更衣室				採否 ○×
用途	・こども園と子育て支援センターの両職員が利用			
規模	15	㎡程度	女性用(1室)	
	5		男性用(1室)	
利用人員	適宜	人程度		
性能・要求水準	・女性更衣室には、更衣ロッカーを4人用約10～12台が配置できるスペースを整備すること。			
	・男性更衣室には、更衣ロッカーを4人用約1台が配置できるスペースを整備すること。			
	・更衣室は廊下から直接出入りする計画とすること。			
他室との関係	・大人が利用できるトイレ(誰でもトイレ等)に近接すること。 ・施設全体のバランスを考慮し、適切な位置に配置すること。			

(5) 共用部

① エントランスホール・玄関				採否 ○×
用途	・本施設利用者の上下足の履き替えやこども園の対応窓口や子育て支援センター利用受付を行うスペース ・季節の飾りつけや本日の給食メニューの展示、活動情報の掲載等、施設の情報発信となる場			
規模	適宜	㎡程度	要求水準に応じた規模	
利用人員	適宜	人程度		
性能・要求水準	【玄関・エントランスホール(共通)】			
	・こども園用と子育て支援センター用のエントランスホール・玄関は分けること。			
	・外部から本施設内に人が容易に侵入できないよう、適切な位置に門扉や塀、侵入防止柵を設置すること。			
	・車いすが置けるスペースを確保すること。(各1台)			

	・各玄関前のアプローチ等に、職員室とつなぐカメラ付きインターホンを設置すること。	
	【玄関（こども園用）】	
	・職員 50 人及び来訪者 10 人用、こども用 200 人分の上下足用棚を設置すること。 こども用の上下足用棚は、各年齢に見合ったものを整備すること。	
	・朝の登園時等の混雑時においても上下足の履き替えがスムーズにできるように、広さや配置等を工夫すること。	
	【エントランスホール（こども園用）】	
	・朝の登園時等、混雑時においてもスムーズに移動できる広さを確保すること。	
	・お知らせ等の掲示用ボードを設置すること。	
	・季節の行事等の飾り物等ができるスペースを確保すること。	
	・その他、必要となる整備、設備及び機器等（こどもの登降園管理システムの機器置場、本日の給食の献立の展示用の台等）がある場合は、契約締結後に市と協議すること。	
	【玄関（子育て支援センター用）】	
	・職員・来訪者用 8 人分、親子用 15 組分の上下足用棚を設置すること。	
	・ベビーカー置場（5 台程度）を設置すること。 極力雨がかけられない位置に計画すること。	
	・職員室から子育て支援センター利用者の来訪を視認できるようにすること。配置計画上、難しい場合は防犯カメラ等により対応できるようにすること。	
	【エントランスホール（子育て支援センター用）】	
	・スムーズな受付ができるように、利用者やスタッフ等の動線が混雑しないような空間とすること。	
	・お知らせ等の掲示用ボードを設置すること。	
他室との関係	・職員室から視認できる位置に配置すること。	

② その他 I（建物躯体に付随する整備）		採否 ○×
廊下・階段	・スムーズに移動できるような幅員を確保すること。 ・内廊下型とし、各室へは建物内の廊下を介してアクセスできるように整備すること。	
エレベーター	・主に職員や子育て支援センター利用者が使用することを想定している。 ・上階に保育室等を計画する場合は、上階に給食を運搬する際にも使用するため、調理室に近接して整備すること。	
機械室・電気室	・適宜整備すること。（屋外設置可）	
バルコニー	・上階に保育室等を計画する場合は、万が一の事態に備えて、避難にも有用な仕様にする。 ・幼児の転落防止措置を講じること。	
屋外用倉庫	・園庭（こども園用）に隣接して、15 m ² 程度の屋外用倉庫（建物と一体）を整備すること。	
屋外用トイレ	・園庭（こども園用）に隣接して、屋外トイレ（幼児用、大人用（建物と一体））を整備すること。	
物干しスペース	・洗濯室に隣接して、布団やマット、タオル等の衣類を干すための、物干しスペースを屋外に整備すること。	

③ その他 2 (屋外空間等、建物躯体に付随しない整備)	採否 ○×
駐車場	・ 25 台以上を整備すること（目標値は 30 台）。 ・ 原則的に施設利用者の駐車場（職員は利用しない）として設置すること。（こども園及び子育て支援センターの開館時間（要求水準書、第 2 章 4．参照）を踏まえ、朝夕のこども園の送迎や子育て支援センターの利用時間帯（9 時以降）をイメージすること。） ・ 荷物やこどもを抱えて登降園する保護者に配慮した、乗降しやすい駐車計画とすること。（駐車マスの幅を広くする等） ・ 身障者用駐車スペースを 1 台分確保すること。 ・ 園送迎バスの駐車スペースや転回スペース、安全なこどもの乗降スペースを計画すること。 （ミニバン程度の大きさを想定しているが、最大でマイクロバス（全長 7m×幅 2.1m×高さ 2.6m 程度）となることも想定すること。マイクロバスとなる場合は、駐車台数や駐車方法等については、市と協議すること。） ・ 園送迎バスの乗降スペースは、極力、雨に濡れないような工夫を講じること。 ・ こどもたちが本施設から駐車場に飛び出さないような、安全対策を講じること。
駐輪場	・ 屋根付き、40 台分（こども園、子育て支援センター利用者・職員併用）を整備すること。 可能な限り、こども園、子育て支援センター利用者（20 台）と職員用（20 台）を分けて整備すること。その場合は、職員用は目立たない位置に配置するように配慮すること。 ・ 駐輪場からこども園や子育て支援センターまで、雨の日の保護者の送迎を想定して、極力、雨に濡れないような工夫を講じること。
園庭 （こども園用）	・ （屋上園庭を含め）800 m²以上の面積を確保すること。 （可能な限り、乳幼児用と幼児用のスペースが区分できるよう配置すること。） ・ 園庭に面する保育室等や廊下にはテラスを設け、こども用下足箱を設置すること。 ・ 手洗い場や足洗い場をテラス付近に 1 か所あたり 5 人程度分、整備すること。 ・ 園児等の活動や利用者の動線等を踏まえた遊具を複数個所に整備すること。（1 か所以上は、インクルーシブ複合遊具（滑り台付き）を整備すること。（仕様は提案による。）） ・ 屋外用倉庫（10～20 m²程度）を設置する配置案を示すこと。（屋外用倉庫は市が調達） ・ 配置案において、砂場等園児の活動内容を踏まえ、必要な個所に開閉が容易にできる遮光ネットを設置すること。 ・ 菜園用の畑を 100 m²程度整備すること。 ※菜園は、隣接する市立南第一小学校（以下、「小学校」という。）の児童との共用（相互利用）を想定し、小学校小運動場の現飼育小屋を解体のうえ、同小運動場において整備すること。幼小の連携した活動も想定した、独自の敷地利用案も踏まえ適切な場所に設置すること。（要求水準書、第 2 章 2．（2）参照） ・ 可能な限り、園庭と駐車場・駐輪場等の施設の入口側は、建物内を通らなくても行き来できるようにすること。（セキュリティには配慮すること。）
園庭	・ 200 m²程度の面積を確保すること。

様式 8

(子育て支援センター用)	・園庭に面してプレイルームや乳児等通園支援室（一時預かり室）を設ける場合は、テラス等から直接園庭に出られるようにすること。 ・手洗い場や足洗い場を整備すること。 ・利用者の動線等を踏まえた遊具を複数個所に整備すること。 ・屋外倉庫（10～20 m²程度）を設置する配置案を示すこと。（屋外用倉庫は市が調達） ・配置案において、必要な個所に開閉が容易にできる遮光ネットがかけられるように整備すること。 ・菜園用の畑を 20 m²分整備すること。 ・園庭と駐車場等の屋外の共用部の間には、門扉や塀、侵入防止柵等を設置すること。	
ごみ置場	・市が定める「大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に則って整備すること。 ・本施設の配置やごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、1 階にごみ置場を設置すること。こども園や子育て支援センターの利用者からは、極力目立たない位置にすること。 ・ごみ捨て時等において、雨に濡れない配慮を行うこと。 ・臭気が発生しない配慮を行うこと。 ・清掃のための水栓を設けること。 ・床面に排水が溜まらないようにし、排水桝には、ごみかごを設け、清掃の容易性に配慮すること。	
環境・緑化	・植栽については、害虫（毛虫等）が付きにくいものを選定するとともに、落葉等の清掃、剪定作業等を考慮した維持管理が容易な植栽計画とすること。 ・日除けや体験（学習）材料として機能を踏まえるとともに、事後のメンテナンス等も踏まえて配置すること。（例：電線付近は高木 NG 等）	

2. 建築構造の要求事項

① 要求事項		採否 ○×
耐震性能	・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性の分類として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類以上の耐震性能を有する計画とすること。	
構造計画	・構造種別は提案によるものとし、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はそれらと同等の耐用年数を確保できる構造とすること。 ・建物構造は、安全性・耐久性・経済性に配慮した計画とすること。 ・建物は、建築・空間計画を整合したバランスの良い合理的な架構形式、部材を選定すること。 ・基礎構造は、事業対象地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下や液状化等の影響がないように配慮すること。 ・荷重条件に対して、十分な耐用性を備えた構造とすること。	
騒音・振動対策	・保育室等や遊戯室（ホール）等、振動等が伴う諸室については、構造的にも十分な騒音・振動対策を講じること。	
安全の確認	・建築基準法施行令第138条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針・同解説」に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認すること。	

3. 建築設備の要求事項

① 要求事項	採否 ○×
インフラ整備状況 電気 ・現状、敷地北側の電柱から受電している。（参考資料⑤「インフラ施設現況図」参照） ・供給業者へ確認、調整を行うこと。 ・引込方法等の詳細については、選定事業者の提案による。 都市ガス ・現状、ぼっばえんはガスの引込なし。小学校は敷地北側道路から引込あり（80A）。（参考資料⑤「インフラ施設現況図」参照） ・本施設の建物下部を通して、小学校へガスを供給することはできない。（ピロティ等、建物基礎等がない場合は、ガス供給業者との協議による。） ・本施設の建物配置計画によっては、小学校へのガス管の盛替えが必要となる。新たなガスの引き込みが必要な場合は、敷地南西側のスロープからの供給を予定している。（現状、西側道路には、ガス配管は未敷設であるが、敷地南西部のスロープ前までの延長は、供給業者により実施する予定である。） ・本施設へのガス供給については、現状引き込まれているガス管を利用できる可能性があるため、供給方法等については、ガス供給業者と十分に調整すること。 ・その他、供給業者が実施する敷地南西部引込み工事の経費負担を含め、必要に応じて供給業者へ確認、調整を行うこと。 ・供給方法等の詳細については、選定事業者の提案による。 上水道 ・現状、敷地南西側のスロープ付近でぼっばえんと小学校（管理棟北側の受水槽）へ供給している。（参考資料⑤「インフラ施設現況図」参照） ・計画上、既設引込み配管との接続に問題が生じる場合は、市所管課と協議のうえ、敷地周辺の水道管から新たな引込みを検討すること。 下水道 ・現状、敷地北側の汚水枳から敷地北側道路の下水管に接続している。（参考資料⑤「インフラ施設現況図」参照） ・計画上、既設枳への接続に問題が生じる場合は、市所管課と協議のうえ、敷地周辺の下水管と新たな接続を検討すること。 電話・インターネット ・通信業者へ確認、調整を行うこと。 ・引込方法等の詳細については、選定事業者の提案による。	
電気設備 一般事項 ・電気設備技術基準、その他関係諸法規に準拠すること。 ・原則、国土交通省仕様とすること。 ・更新、メンテナンスの容易性及び経済性に配慮し、原則、汎用品を使用すること。 ・LED照明をはじめとした、省エネルギー機器の採用により、エネルギーの消費を抑えた計画とし、環境にやさしく、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とすること。 ・将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備や配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を設けること。	

	・ランニングコストの削減のため、最大需要電力（デマンド値）に配慮すること。 ・屋外の配管類は耐候性を考慮すること。	
	受変電設備 ・設置容量は、使用機器電源容量を十分に考慮すること。	
	幹線設備 ・受変電設備より各電灯盤、動力盤、制御盤への電圧降下等を考慮し、適切に電源供給を行うこと。	
	動力設備 ・空調設備、衛生設備、昇降機や厨房機器、その他の動力負荷に対して、適切に電源供給を行うこと。 ・受変電設備、空調設備、衛生設備等の異常等に移報する警報盤を設置すること。	
	電灯・コンセント ・照明、コンセント、厨房機器等の電灯負荷に対して、適切に電源供給を行うこと。 ・移動式機器類の電源は、安全衛生面に配慮しながら、移動や清掃の妨げとならないように設置すること。 ・照明器具は LED 器具とし、適切な照度を確保するとともに、空間の快適性を考慮した光源とすること。 ・保育室等やプレイルーム、職員室等、使用状況や日照状況により、照明エリアを細分化し、エリア毎での点滅を行えるようにすること。 ・照明は、①スケジュール制御、②明るさセンサーによる一定照度制御、③在、不在調制御のいずれかの制御を行い設置すること。 ・保育室等のこどもたちの活動室、動線についての照明器具及び配線器具は、安全面に配慮した器具とすること。 ・夜間利用の安全に配慮して、外部照明を適切に設置すること。 ・高所に設置する照明設備は、交換等が容易にできるように配慮すること。	
	通信・情報設備 ・LAN 設備は光ファイバー等による通信回線等の引込及び構内の必要な箇所へ配線できるよう配管を敷設すること。 ・電話設備は予備回線を含め、最大 5 回線を引き込める計画とすること。 ・職員室、休憩室、調理室に電話設備（外線）を設けること。 ・保育室等、遊戯室（ホール）、プレイルーム、乳児等通園支援室（一時預かり室）、研修室・会議室、相談室、休憩室、調理室に保育所内内線電話設備を設けること。 ・インターホン設備は、こども園と子育て支援センターのそれぞれの外部入口～職員室、厨房～搬入口に設置すること。 ・トイレ緊急呼出表示設備は、緊急呼出ボタン等を多目的トイレに設け、職員室に緊急呼出表示機器を設けること。	
	テレビ共聴設備 ・地上波デジタル放送が視聴できるようにすること。	
	放送設備 ・施設内には放送設備を設けること。 ・プログラムタイマー及び電子チャイムの機能を設けること。	

	防犯カメラ設備 ・本施設への来訪者が分かる、施設内の利用者や職員等の動向が分かるように防犯カメラを設置すること。 - 防犯カメラの設置場所等については、市と十分に協議を行うこと。 ・職員室において、モニターによる一元管理を行えるようにすること。 電気錠設備 ・外部から人が出入りする門扉や建物の出入口部分は電気錠で区画し、セキュリティに配慮すること。 ・登降園管理については、市で園務システム「コドモン」を設置する予定としているため、必要な配管を敷設すること。保護者が送迎する際の入口の施錠、解錠は、カメラ付きインターホンで確認し、職員が解錠することを想定すること。 映像・音響設備 ・遊戯室（ホール）において、入卒園式等で使用する音響設備を設置すること。 自動火災報知設備 ・施設内に自動火災報知設備を設けること。 ・受信機を職員室に設置すること。 太陽光発電設備（期待水準） ・建物屋根面に太陽光発電設備を設置すること。 その他 ・市が契約している機械警備システムに対応できるように、空配管を整備すること。	
機械設備	一般事項 ・省エネルギー、省資源に配慮すること。 ・原則、国土交通省仕様とすること。 ・機械設備及び厨房調理機器の熱源は、イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる方式とすること。 ・更新・メンテナンスの容易性や経済性等に配慮し、原則、汎用品を使用すること。 ・室内の空気環境に十分留意すること。 ・操作の容易性を確保すること。 ・防虫及び防鼠対策を講じること。 換気・空調設備 ・主な空調設備は、各室において温度及び湿度管理が行えるよう個別制御が可能な空調システムとすること。また、職員室で集中管理が行えるようにすること。 ・室以外の空間（廊下等）を保育等の活動空間として利用する場合は、室以外の空間（廊下等）においても、快適に過ごすことができるように、空調や換気設備に配慮すること。 ・こども園の0～2歳児室、子育て支援センターのプレイルームには床暖房設備を設けること。 ・給排気バランスに配慮した換気計画とすること。 ・調理エリアは適切な温湿度環境や清浄度を保てるようにすること。	

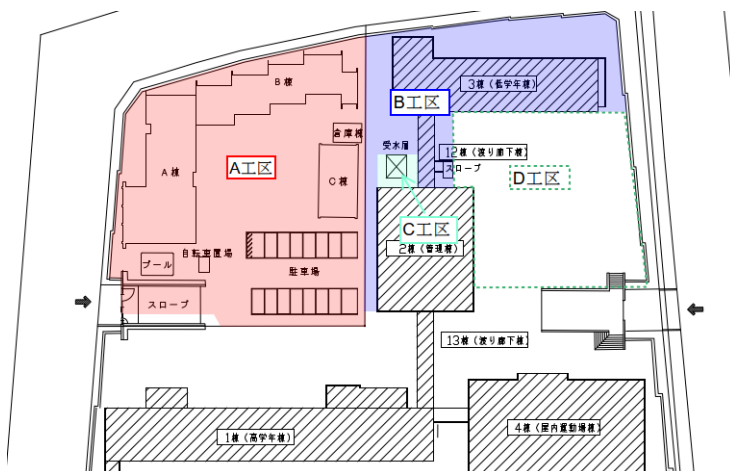
	給水・給湯設備 ・敷地南西側のスロープ付近の給水本管より引込みを行う。 ・給水・給湯方式は選定事業者の提案によるものとする。 ・小学校の受水槽等の移設（新設）又は水道直結（増圧）方式を行うことにより、本施設整備における施工や費用対効果において、有利に働くと考えられる場合は、小学校の給水方式の変更提案をすることも認める。 ・小学校の給水方式の変更を提案する場合は、関係各所と十分な協議・調整を行うこと。 ・小学校の給水方式の変更を行う場合は、提案上限額内で整備すること。	
	排水設備 ・敷地北側道路又は敷地西側の下水道本管に接続する ・給食系統排水には厨房除害設備（グリーストラップ等）を設け、下水道排水基準に適合させること。	
	ガス設備 ・敷地内のガス供給源は、都市ガス（大阪ガス）とする。 ・ガス供給方法については、ガス供給業者と相談し、調整すること。（本施設の計画によっては、小学校へのガス供給方法の提案と盛替え工事についても行うこと。） ・ガスメーター及び自動切換え調整機を設置すること。	
	衛生器具設備 ・衛生器具は、年齢児の体格に配慮した器具とすること。 ・衛生器具は、節水、防汚、清掃等に配慮すること。 ・大便器は洋便器型とし、こども用は暖房便座、大人用は温水洗浄機能付便座とすること。 ・大人用小便器は全て自動洗浄とすること。 ・手洗いは指定のない限り、自動水栓式とすること。（諸室において別途指定のある保育室等や 園庭等外部に設置する水栓等は指定した水栓方式とすること。） ・幼児用シャワーパン及びシャワー付き混合水栓を設置すること。 ・汚物流しを設置すること。 ・屋外散水栓は、屋外遊戯場や植込み、玄関周り等に適宜設けること。 ・園庭に面するテラスの手洗い場や足洗い場は1か所あたり5人程度分の洗い場とし、園庭との位置関係に留意の上、シャワー付混合水栓を設置すること。	
消防設備	・消火栓や消火器、感知器等は、こどもの手に触れない配慮を行うこと。 ・関連法令に従い、消防設備を設けること。	
厨房調理器具	一般事項 ・調理設備等は別途、市において調達する予定であるが、配管等は調達予定設備の仕様に応じて設計すること。 ・設計段階から市と契約する給食事業者と綿密に協議・打合せを行い、工事等がスムーズに行われるようにすること。 ・厨房計画は、H A C C P対応とすること。	

4. 施設整備に伴う解体範囲の事業者提案

本事業においては、右に示す工区が、解体が必要な範囲となる。各工区内の解体工事の内容については要求水準書に記載の通りとする。

提案価格内にて設計・施工が可能な工区の採否を記入し、事業者の責任にて適切に業務を行うこと。

なお、事業者として解体設計・施工を受託しない範囲については、別途工事業者と新設建物の配置、工事スケジュールなど、事業に影響のある範囲について情報を共有し、協力して業務にあたること。



【解体業務チェックリスト】		採否 ○×
A工区	- 既存のぼっばえん及びその周辺施設と外構の解体撤去工事。 - 解体工事期間中の小学校の生徒の利用を前提に解体計画を立案すること。 - インフラ配管等、本施設に影響する配管類の撤去方針は事業者において検討し、市と協議すること。	
B工区	- 既存の小学校低学年棟、渡り廊下、及びその周辺施設と外構の解体撤去工事（C、D工区除く）。 - 解体撤去工事に伴い、既存小学校が既存不適格とならないように必要な改修工事も含むものとする。 - インフラ配管等、本施設に影響する配管類の撤去方針は事業者において検討し、市と協議すること。	
C工区	- 受水槽及び附随する設備の解体・撤去もしくは移設工事。 - 解体・撤去に際しては、受水槽の新設工事、もしくは水道直結方式切替工事による小学校への給水工事を含むものとする。	
D工区	- 小学校に設置している以下の設備の解体撤去工事。 - 撤去：菜園（50 m²）、鉄棒、ブランコ、タイヤ、滑り台、ジャングルジム、飼育小屋 - 小学校運動場へ移設又は撤去：雲梯、輪っかのジャングルジム - 各設備の配置は、「要求水準書 P.8」に記載のとおり。	